

議題4：統合された文書の構成

(本議題は、議題5～7の検討が終了した後に検討された。)

カナダ、デンマーク、フランス及び米国を座長とする会期内WGの議論を踏まえて検討された結果、3つのガイドラインを1つに統合すること、表題は「食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク分析のためのガイドライン」とすること、「緒言」、「一般原則」、「リスクコミュニケーション」、「文書化」及び「定義」を共通の項目とすること、が合意された。本件については、今後米国を座長、カナダ、フランス及びデンマークを共同座長とする電子的WGにおいて、3つのガイドライン文書（議題5～7において検討）を統合したガイドライン原案を作成し、ステップ3で各国のコメントを求め、次回特別部会においてステップ4で検討することとされた。

議題5：食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針

WG（座長：カナダ）案を基に検討された。第2節「範囲」に「動物飼料」及び「養殖」の文言を加える等、基本的な方向性については合意されたが、具体的な修正内容については引き続き検討することとされた。第6.2節「暴露評価」の「耐性菌及び耐性決定因子の発現、有病率、伝達に影響する項目-プレハーベスト及びポストハーベストにおけるデータ」の“extra- and off-label use of antimicrobial agent”の取り扱い、第6.3節「ハザードの特性付け」及び付属書II「抗菌剤耐性菌の情報アウトライン」の内容等については、引き続き検討することとされた。

議題6：リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針

WG（座長：米国）案を基に検討された結果、統合した後の項目名は「抗菌剤耐性リスク管理の初期作業（Preliminary AMR-Risk Management Activities）」とすることとされ、考慮すべき範囲として「養殖」が追加された。また、第4.2節「薬剤耐性菌のリスクプロファイルの作成」では、リスク管理の決定に影響を与える重要なデータあるいは情報を見逃す可能性を最小限にするために、包括的なリスクプロファイルを行うべき旨が明記された。第4.4節「広範なリスク管理の目

標の確立」については、リスク評価が必要であるか否かの決定に至るまでの一連の行動の流れを明確にするために、さらに検討することとされた。

議題7：食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針

WG（座長：デンマーク）案を基に第II節「目的及び範囲」、第IV節「利用可能なオプションの特定」について検討した結果、これらの項に関しては修正等を加えた上で概ね合意された。第IV節のプレハーベストにおけるリスク管理オプションとしては、家畜に対する抗菌性物質の使用量の削減のみを強調するのではなく、既存の衛生実施規範や食品生産に係る抗菌性物質の使用規範等を採用するなど、より適切なオプションを示す方向で検討することとした。また、同節のポストハーベストにおけるリスク管理オプションとして提案された「薬剤耐性菌に特化した微生物規準の策定及びそれに基づく製品回収」については、一次生産現場以降の段階において食品由来疾患を防止するには、耐性菌・非耐性菌の別にかかわらず、一般的な食品衛生上の管理が重要であると考えられること等の観点から議論されたが結論が得られず、引き続き検討することとされた。

議題8：その他の事項及び今後の作業

その他の事項及び今後の作業として、特に新たな提案はなされなかった。

議題9：次回会合の日程及び開催地

第3回TFAMRは、2009年10月に大韓民国（ソウル）で開催予定であるとされた。



TFAMR会議の様子